

第4 成果目標と活動指標

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

基本指針

障がい者の地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がい者（施設入所者）のうち、今後、グループホームや一般住宅等に移行する者の数を見込み、地域生活への移行者及び施設入所者に関する目標値を設定します。

成果目標

- 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数の6パーセント以上（19人以上）が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和8年度末の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数から5パーセント以上（16人以上）削減することを基本とする。

【成果目標】

指標名	第6期 実績	第7期 見込
	R4	R8
地域生活への移行		
施設入所者数	314人	298人
地域生活移行者数	5人 (1.6%)	7人 (2.2%)
施設入所者削減数	13人 (4.1%)	16人 (5.1%)

目標設定の考え方

障がい者支援施設実態調査では、施設からみて地域移行が可能と思われる人が4人、施設から見ると現時点では地域移行は困難と思われるが、本人に地域移行の意向がある人が3人でした。

基本指針どおりに目標を設定すると地域移行者数は19人（6.1%）となりますが、地域移行を進めていく上で多くの課題がある本市では、現実的な目標値ではありません。よって、今期の本市の目標は、障がい者支援施設実態調査で把握した7人（2.2%）とします。

施設入所者削減数については、前計画でも基本指針の目標値を上回っていることから、今期計画でも基本指針に示された目標値の近似値16人（5.1%）とします。

「第2 天草市の障がい者を取り巻く現状」でも記載したとおり、地域移行の推進は本市にとって重要な課題です。現在施設に入所している障がい者が、安心して地域での暮らしを選択できるた

めには、施設と同じような安心感を得られる場所が必要です。重度の障がい者の入居を想定したグループホームの整備等について、今後、自立支援協議会等と検討していきます。

また、施設入所者の地域移行に向けた意思形成を行っていくことも重要です。あらゆる場面において、意思決定支援の取組みを推進していきます。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

基本指針

精神障がい者の地域移行や定着が可能となるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進します。

成果目標（県目標）

- 精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- 令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を目標値として設定する。
- 精神病床における早期退院率については、入院後3か月時点は68.9%以上、6か月時点は84.5%以上、1年時点は91.0%以上とすることを基本とする。

【活動指標】

指標名	第6期 実績			第7期 見込		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
保健、医療及び福祉関係者による協議の場						
開催回数	3回	5回	0回	3回	3回	3回
関係者の参加人数	7人	8人	0人	7人	7人	10人
目標設定及び評価の実施回数	0回	0回	0回	1回	1回	1回
精神障がい者の障がい福祉サービス利用者数						
地域移行支援	0人/月	0人/月	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
地域定着支援	8人/月	8人/月	9人/月	10人/月	10人/月	10人/月
共同生活援助	29人/月	30人/月	33人/月	31人/月	32人/月	33人/月
自立生活援助	0人/月	0人/月	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
生活訓練【新規】	26人/月	27人/月	17人/月	29人/月	30人/月	31人/月

注) 令和5年度は4-6月分。

目標設定の考え方

自立支援協議会の専門部会である精神障がい者支援部会を「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた協議の場と位置づけ検討を進めていきます。

令和4年度には、精神障がい者支援部会で市内精神科病院の入院患者に退院意向等に関するアンケート調査を実施しました。その調査結果では、アンケート回答者（51人）のうち約半数（27人）が退院（地域移行）を希望していました。これらの人が、医学的にみても退院（地域移行）可能かは個別の判断が必要な状況です。今期計画では、精神科病院から毎年1人は退院（地域移行）することをめざし目標を設定します。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する上では、精神科病院との連携が不可欠です。医療機関とも連携を図りながら、地域で生活する上で必要な資源やネットワークのあり方について検討していきます。

3 地域生活支援の充実

基本指針

地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談、ひとり暮らしやグループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点等を整備するとともに、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化していきます。

成果目標

- 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同設置も可）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- 令和8年度末までに、強度行動障がい等を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。（圏域でも可）【新規】

【成果目標】

指標名	第6期 実績	第7期 見込
	R5	R8
地域生活支援拠点等の整備		
地域生活拠点等の設置	1箇所	1箇所
地域生活支援拠点等の コーディネーターの配置 【新規】	4箇所	4箇所
強度行動障がい等を有する者への支援体制の整備		
協議の場の整備数【新規】	—	1箇所

目標設定の考え方

本市では、地域生活支援拠点等については、緊急時に迅速・確実な相談支援を行う体制や短期入所等による緊急時の受け入れ体制を優先して整備してきました。結果、市内すべての短期入所事業

所の協力のもと、体制を整備することができました。また、コーディネーターについても、市内4箇所の地域障がい相談支援センター（基幹相談支援センター）に配置しました。

本市の地域生活支援拠点等は面的整備型のため、現状どおり1箇所とし、その機能の充実を図っていきます。コーディネーターについても各地域障がい相談支援センターへの配置を想定し現状どおりとします。

緊急時の受け入れ体制等については、今後サービス未利用者へ本制度の周知を行いながらニーズの把握を行っていきます。さらに、もう1つの機能である地域移行を推進する体制については、施設や精神科病院からの地域移行の推進と併せて検討していきます。

強度行動障がいのある人は、障がい福祉サービス利用者では、令和5年4月1日現在175人です。今後、ニーズを把握し支援体制を検討していくための場の設置をめざします。

4 福祉施設から一般就労への移行等

基本指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者の目標値を設定します。また、障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に関する目標値を設定します。

成果目標

- 令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度の移行実績の1.28倍以上（7人以上）とすることを基本とする。
 - ▶就労移行支援事業については、1.31倍以上（6人以上）
 - ▶就労継続支援A型事業については、1.29倍以上
 - ▶就労継続支援B型事業については、1.28倍以上（2人以上）
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
【新規】
- 就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度の利用者数を令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

注）就労定着率とは、過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合。

目標設定の考え方

本市の一般就労の現状は、令和3年度の実績では5人です。就労継続支援事業所実態調査では、令和5年4月1日現在289人の利用者のうち、事業所から見て一般就労への移行が可能と思われる人が11人、事業所からみると一般就労は困難と思うが本人は一般就労への移行を希望されている人が19人でした。

就労移行支援事業については基本指針のとおり1.31倍の近似値を見込みます。就労継続支援事業については、就労継続支援事業所実態調査で把握した「事業所からみても一般就労が可能と思われる人」が本人の希望にあった就労先をみつけていけることをめざして目標設定します。

【成果目標】

指標名	第6期 実績		第7期 見込	
	R3		R8	
福祉施設の利用者のうち一般就労移行者数				
就労移行支援事業所等	5人	(0.50倍)	10人	(2.00倍)
就労移行支援のみ	4人	(0.57倍)	6人	(1.50倍)
就労継続支援Aのみ	0人	(0.00倍)	1人	
就労継続支援Bのみ	1人	(1.00倍)	3人	(3.00倍)
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合				
5割以上の事業所を 全体の5割以上【新規】		—		5割
就労定着支援事業の利用者数				
利用者数	2人		3人	(1.50倍)
就労定着支援事業の就労定着率				
7割以上の事業所を 全体の2割5分以上		10割		10割

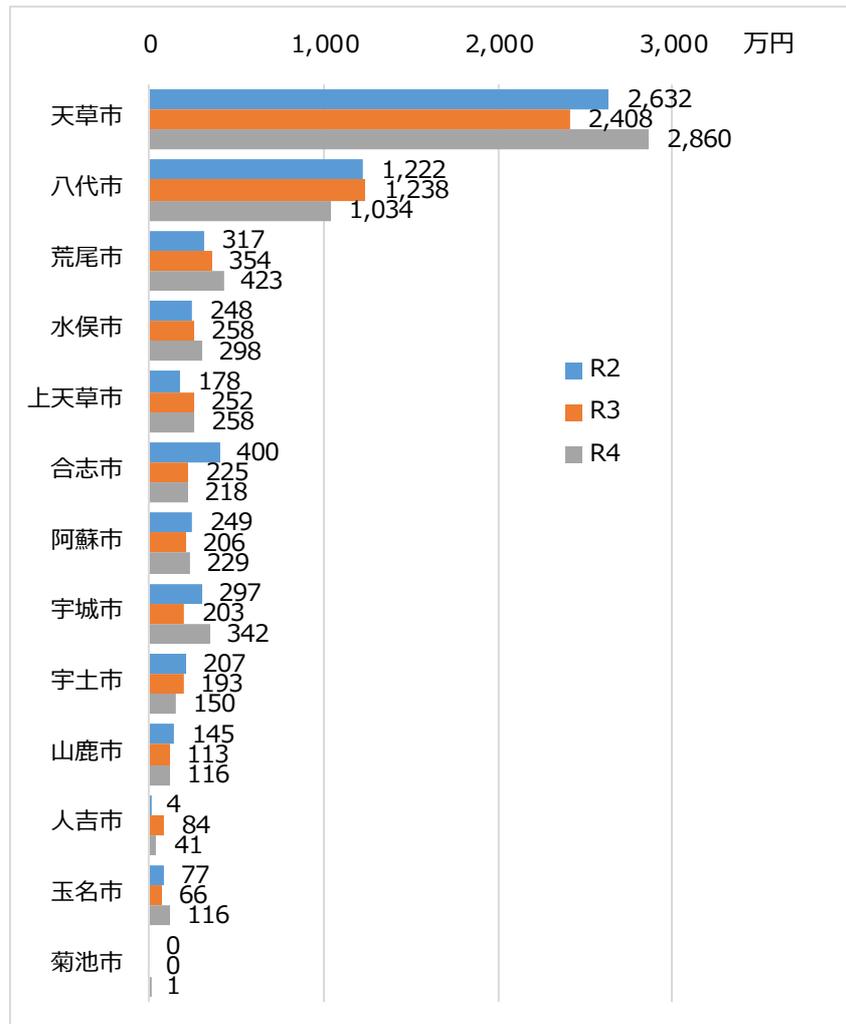
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合及び就労定着支援事業の利用者については基本指針のとおり見込みます。就労定着支援事業の就労定着率については本市に1事業所しかないため10割を目標とします。

就労継続支援事業所実態調査の結果では、令和3～4年度に一般就労への移行につなげた事業所はいずれも一般企業での就労体験の機会を確保していました。自立支援協議会での検討を経て、令和5年度熊本県天草障がい者就業・生活支援センターが主催するネットワーク会議に相談支援専門員等が加わるなど雇用施策と福祉施策の連携が図られています。第7期計画期間中には、これらのさらなる連携強化に努めていきます。

【障がい者就労施設等が供給する物品等の調達目標】

第6期 実績			第7期 見込		
R3	R4	R5	R6	R7	R8
24,076,719円	28,603,331円		28,610,000円	28,610,000円	28,610,000円

障がい者就労施設等が供給する物品等の本市の調達実績については、熊本県内の自治体でも最も高い金額を維持し続けています。目標値については過去の実績値を踏まえ設定します。



出典：障がい者就労施設等からの物品等の調達実績（熊本県）

図 28 県内（熊本市を除く）における優先調達推進に係る状況（熊本県）

5 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの充実及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

基本指針

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制を整備します。

成果目標

- 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。（圏域でも可）
 - 【児童発達支援センターに求められる中核機能】
 - ▶幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - ▶地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
 - ▶地域のインクルージョン推進の中核としての機能
 - ▶地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能
- 児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

【成果目標】

指標名	第6期 実績	第7期 見込
	R5	R8
児童発達支援センターの設置		
児童発達支援センター数	1箇所	2箇所
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築		
保育所等訪問支援事業所数	5箇所	7箇所

目標設定の考え方

本市には、既に児童発達支援センター（地域療育センターを含む）が1箇所あります。本市の児童発達支援センターでは、家族支援機能として障がい児の保護者等を対象としたペアレントプログラム等を実施しています。また、地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能として、障がい児通所支援事業所向けの研修会を開催したり、自立支援協議会児通所班のリーダーとして障がい児通所支援事業所同士の情報交換の場を企画するなど障がい児通所支援事業所同士の連携強化やサービスの質向上のための取組みを主導しています。さらに、これまで課題であった保育所等訪問支援についても令和5年度から開始し、巡回支援専門員整備事業と合わせて地域のインクルージョン推進の中核としての機能を果たし始めています。また、令和4年度からは「からだとことばを育てる遊び方教室」として、発達面に不安を抱える子どもや保護者を対象とした教室を開催するなど地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能も果たしています。

今後は、視覚障がい児や聴覚障がい児、強度行動障がい児など、より高度な専門性を求められる子ども達への支援にも対応できる体制整備をめざしていきます。

地域には、児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所の新設を検討されている事業所があります。専門職が豊富でより高度なスキルをもつ児童発達支援センターは、本市の障がい児支援をさらに充実させていくためには必要な社会資源です。また、保育所等訪問支援もさらなる拡充が必要です。市療育体制会議等で地域の現状を共有しながら体制整備を進めていきます。

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

基本指針

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、支援体制を整備していきます。

成果目標

- 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。(圏域でも可)

【成果目標】

指標名	第6期 実績	第7期 見込
	R5	R8
主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保		
児童発達支援事業所数	1箇所	1箇所
放課後等デイサービス事業所数	1箇所	1箇所

目標設定の考え方

令和5年4月1日現在、市が把握している重症心身障がい児(18歳未満)は4人で、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は各1箇所あり成果目標については既に達成しています。

県下最大の面積を有する本市では、事業所から遠方の地域に住む人にとっては送迎等の課題もありニーズに十分応えられていない現状もあります。しかし、現状の人数からすると主に重症心身障がい児を支援する事業所を新たに立ち上げることは難しい状況です。よって、本市では事業所数としては現状維持を目標としながら、障がい福祉分野だけではなく、高齢分野の事業所等も視野にいれ各地で重症心身障がい児を受け入れることのできる体制を基幹相談支援センター等とともに開拓していきます。

(3) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

基本指針

医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、支援体制を整備していきます。

成果目標

- 令和8年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。(圏域でも可)

【成果目標】

指標名	第6期 実績	第7期 見込
	R5	R8
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		
協議の場の設置	1箇所	1箇所
コーディネーターの配置	4箇所	4箇所

目標設定の考え方

令和5年3月末時点で把握している本市の医療的ケア児（18歳未満）は7人です。本市では、令和3年度に小児在宅医療支援センターや地域の訪問診療医、訪問看護ステーション、重度心身障がい児を受け入れている障がい児通所支援事業所、基幹相談支援センターや行政関連課による協議の場を設置し、本市の医療的ケア児に関する現状の共有や必要な体制について検討を継続しています。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターについても4箇所すべての基幹相談支援センターに配置し、医療的ケア児に関する地域資源の把握や開拓、地域の支援者のサポート等を担っています。本市では基本指針に示された成果目標については令和5年度に達成しており、継続して取り組んでいきます。

今後、本市では、上記協議の場を中心に、園や学校での医療的ケア児の支援体制の構築等さまざまな課題に関係者と連携しながら取り組んでいきます。

6 相談支援体制の充実・強化等

(1) 相談支援体制の充実・強化

基本指針

相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の機能強化を進めていきます。また、地域づくりに向けた自立支援協議会の機能をより実効性のあるものとするため、自立支援協議会の体制整備も進めていきます。

成果目標

- 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。（複数市町村による共同設置も可）
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。【新規】

目標設定の考え方

本市では、令和3年度より、基幹相談支援センターの機能と一般的な相談支援（市町村障がい者相談支援事業）の機能を担う地域障がい相談支援センターを市内に4箇所設置しています。地域の他分野の相談機関との連携が進み、障がい福祉に関する総合相談窓口として機能し始めています。

また、基幹相談支援センターの設置と合わせて、令和3年度より自立支援協議会の体制についても見直しを行ってきました。具体的には、まずは障がい福祉サービス事業所と地域課題解決に向けた協働体制を構築していくため、サービス種別ごとの班活動や地域課題の集約と課題解決に向けた調整機能を担う定例会を開催し始めました。また、専門部会について、これまで5つの部会を組織していましたが、長年の活動の中で形骸化していたため、常設ではなく、定例会で集約された課題のうち優先順位の高い地域課題で、圏域で検討した方がよい課題を抽出して、そのつど専門部会を組織する体制へと変更しました。自立支援協議会の体制見直しにおいても、基幹相談支援センターは重要な役割を担い、その運営を支えています。

【活動指標】

指標名	第6期 実績			第7期 見込		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
基幹相談支援センターの設置の有無						
基幹相談支援センターの設置の有無【新規】	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化						
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	51件	27件	7件	40件	40件	40件
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	71件	54件	64件	60件	60件	60件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	71回	138回	22回	35回	35回	35回
個別事例の支援内容の検証の実施回数【新規】	—	—	—	0回	0回	10回
主任相談支援専門員の配置数【新規】	1人	2人	2人	3人	4人	4人
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善						
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数【新規】	—	—	—	0回	4回	8回
協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数【新規】	13箇所	12箇所	13箇所	13箇所	13箇所	13箇所
協議会の専門部会の設置数【新規】	5部会	3部会	2部会	2部会	2部会	2部会
協議会の専門部会の実施回数【新規】	5回	6回	0回	6回	6回	6回

注) 令和5年度は4-6月分。

基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言については、相談支援事業所からの要請に応じて対応するだけでなく、基幹相談支援センターが年1回以上、相談支援事業所を訪問することを想定し目標を設定します。相談支援事業所の人材育成については、先述した自立支援協議会の班活動の中でスキルアップや横の連携強化等を目的に研修等が実施されており、基幹相談支援センターはその活動を主導しています。また、地域の他分野の相談機関との連携強化の取組みについては、自立支援協議会全体会と併せて、様々な会議体に基幹相談支援センターは障がい福祉分野の代表として出席しています。そのような活動が継続されることをめざします。個別事例の検証、いわゆるモニタリング検証については、令和8年度の実施をめざし、その基

盤を整えていきます。基幹相談支援センターに配置されている主任相談支援専門員は、令和5年4月1日現在2人です。今後は、各基幹相談支援センターに1人ずつ配置することをめざします。相談支援事業所は現状でも班活動などすべての事業所が自立支援協議会に参加していますので、今後もその体制を継続していきます。専門部会については、優先すべき課題に応じて設置、運営していきます。

個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善ができる自立支援協議会の体制については、地域課題を内包していると思われるケースについては、基幹相談支援センター主催で多職種を交えた事例検討会を実施し、その結果（地域課題を整理し）を定例会で報告するという体制を構築することで整備していきます。まずは、各基幹相談支援センターが1事例はそのような趣旨の元に定例会で報告をすることをめざします。

(2) 発達障がい者等に対する支援

基本指針

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を構築します。

【活動指標】

指標名	第6期 実績			第7期 見込		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等						
開催回数	16回	23回	6回	14回	14回	14回
ペアレントトレーニング	0回	0回	0回	7回	7回	7回
ペアレントプログラム	16回	23回	6回	7回	7回	7回
ペアレントメンター等を活用したピアサポートの活動						
実施回数	7回	12回	5回	5回	10回	13回

注) 令和5年度は4-6月分。

目標設定の考え方

発達障がい者等の保護者支援の必要性を療育体制会議等で関係機関と共有したことで、児童発達支援センターが積極的に企画・周知を行い、ペアレントプログラム等の実施に関する依頼が増えています。令和5年度にはペアレントトレーニングも新たに実施予定です。ペアレントトレーニングもペアレントプログラムも6回を1クールとすることから各々年1クール(6回)とフォローアップの研修(1回)を実施することを目標とします。

ピアサポート活動については各障がい児通所支援事業所を単位とした実施をめざしています。第6期・第2期計画期間では、コロナ禍ということで実施できない事業所が多い状況でしたが、今後はペアレントメンター⁸派遣も検討しており、各事業所での保護者支援の取組みを引き続き働きかけていき、令和8年度には全事業所が実施することをめざします。

⁸ ペアレントメンターとは、発達障がいのある子どもの子育て経験のある保護者であって、その育児経験を活かし、子どもの発達障がいの診断を受けて間もない保護者等から相談を受けたりする人。

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

基本指針

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要なとする障がい福祉サービス等を提供することができるよう、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みを実施する体制を構築します。

成果目標

- 令和8年度末までに、都道府県や市町村において、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

【活動指標】

指標名	第6期 実績			第7期 見込		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
障がい福祉サービス等に係る各種研修の参加						
県が実施する研修等への市町村職員の参加人数	6人	12人	1人	6人	4人	4人
障がい者自立支援審査支払等システム等の審査結果の共有						
事業所や関係自治体等との共有回数	0回	0回	1回	1回	1回	1回

注) 令和5年度は4-6月分。

目標設定の考え方

相談支援専門員初任者研修については、基幹相談支援センター等を支援する職員が受講することを想定し、職員の異動等を踏まえ3年間で1人以上と見込みます。各種集団指導については介護給付等支給決定事務を担当する職員と障がい支援区分認定等事務を担当する職員が毎年受講することを想定し受講者数を見込みます。また、障がい支援区分認定調査員研修については新規の調査員を雇用した場合、又は審査会担当職員が本研修を受講することを見込んで目標を設定します。

障がい者自立支援審査支払等システム等の審査結果の共有については令和5年度から取組みを開始しました。事業所の意見等を踏まえながら更に内容の充実を図っていきます。個別対応を継続しながら、年に1回は全障がい福祉サービス事業所に審査結果を公表することを目標とします。